

Working Paper No.12-01

南シナ海における中国の主権強化活動
— スカボロー礁における中比公船対峙事件の
戦略的意義と中国の武力行使の可能性 —

2012年7月

山口大学大学院 東アジア研究科

原田幸憲¹

※「引用する場合は、事前に著者に許諾を得ること」
「本論文の内容は外務省の見解とは一切関係ありません」

¹ 在香港総領事館に専門調査員として在勤,連絡先:yukinori.harada.hk@gmail.com

- 2011年以降、中国は中国人民解放軍(People's Liberation Army 以下 PLA)海軍を抑止力として利用し、中国国内法執行機関の活動を通じて、紛争海域でのプレゼンス向上を活発化させる政策へ戦略変更を行った。
- 法執行機関の活動活発化と同時に、自国の主張の正当性を高めるために国際法を積極的に援用している。
- 中国国内では、将来的に国際裁判所で境界画定問題が争われることを想定し、国際司法裁判所の過去の判例研究が積極的に行われている。
- 中国は、過去の判例研究を元に、国際裁判所での係争で自国の主権が認められるために必要な要件を満たすための行動を採るようになっている。
- スカボロー礁における中比公船対峙事件は、中国政府が自国の主張強化のための新たな手法の有用性を試したものである可能性がある。
- 国連海洋法条約における強制紛争解決手続は、紛争国両国の合意を必要とするため、南シナ海における境界画定問題へ援用することは困難である。
- 排他的経済水域(Exclusive Economic Zone, 以下 EEZ)における漁業権の問題や、島嶼の法的性質に関する紛争であれば、紛争の解決に国連海洋法条約を用いることが可能である。
- 中国は武力行使が自国の主張の正当性を低下させることを認識しており、南シナ海での個別の紛争解決に軍事力を用いる可能性は低い。

【概要】

南シナ海領有権問題における中国の強硬な姿勢が世界中から注目を集めている。また、不透明なまま進められる中国の急速な軍事力増強によって、他の紛争国は海洋紛争において中国が軍事力を行使するのではないかと懸念を強めている。一方で、中国は自国の主権主張の正当性を強化するために、国際法を援用する法律戦と呼ばれる手法を強化している。また、複数の研究者が、中国は将来的に国際裁判所で南シナ海の島嶼の領有権の帰属など境界画定問題が争われることを想定し、国際司法裁判所での過去の判例研究を進め、自国の主権が認められるために必要な要件を満たすための行動を採るようになっていると指摘している。

そのため、現在の中国の領有権問題に対する海洋戦略を包括的に検証するためには、軍事力の増大という物理的な分野だけでなく、法律戦や世論、心理戦という政治的分野における攻勢にも注意する必要がある。本稿では、まず中国の海洋戦略の遍歴を俯瞰し、自国の主張を強化するための国際法の援用という法律戦が如何に強化されてきたかを示し、後半部では2010年以降活発化している中国国内法執行機関の活動を通じた中国の主権強化活動の法的効果の検証を行う。こうした検証を通じて、中国は武力行使が自国の主張の正当性を低下させることを認識し、南シナ海での個別の紛争における武力行使に慎重な姿勢を示しており、今後も PLA 海軍の介入に踏み切る可能性は低いことを示す。また、南シナ海領有権問題の現実的な解決策として、国際法の援用の可能性を模索する。

1. 胡錦濤政権における中国の外交政策

改革開放政策以降の中国は、経済建設を最優先事項に設定し、持続的な経済成長のために国際環境の安定化を目指したため、他国に対して比較的協調的な外交姿勢を示した²。2002年に発足した胡錦濤政権も、隣国との友好関係を築き、大国との関係を重視する外交政策を打ち出し³、和諧社会と平和的発展を打ち出した⁴。

こうした政策が功を奏し、安定した外部環境が維持された結果、中国は2002年の9%成長を皮切りに、2007年まで10%以上の成長を続け、それ以降も2011年まで9%以上の高いGDP成長を遂げた⁵。また、こうした急激な経済成長は、中国を米国という世界的な大国(スーパーパワー)には及ばないものの、地域の大国からグローバル・パワーへと押し上げた⁶。特に、2008年に米国から派生した国際的な金融危機に対して、中国政府が素早く金融緩和や4兆元に上る内需拡大策を中心とした景気対策を打ち出し、先進国が軒並みマイナス成長に転落する中で経済成長率を引き続き9%以上に維持したことで、中国の国際社会における存在感は著しく向上した⁷。

中国の経済大国としての台頭は、中国人民の自尊心を高め、2009年から2010年にかけて、中国国内でそれまでの協調的な外交路線を大国としての中国の外交政策に見合ったものへと変更すべきという意見が聞かれ始めた⁸。

こうした中国国内における大国としての自信の高まりと呼応するように、中国政府高官も外交問題に関してより強硬なスタンスを示し始めた⁹。戴秉国・国務委員(外交担当)は第1回米中戦略・経済対話において、これまで台湾やチベットなど、中国共産党にとって譲歩できない利益として説明されることが多かった「核心的利益」を、(1)基本制度と国家の安全擁護、(2)国家主権と領土の防衛、(3)経済社会の持続した安定的な発展の3点であると定義し¹⁰、大国としての中国の国益を明確に打ち出した。また、国際会議においても、2009年12月にコペンハーゲンで行われた気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)で、

² 清水美和(2011)「中国外交の09年転換とその背景」IDE-JETRO2011年『中国・インドの台頭と東アジアの変容』第5回勉強会

³ 川藤千可子(2005)「胡錦濤政権の外交政策」、防衛研究所紀要第7巻第2・3合併号、pp.53-73

⁴ 2005年には国務院新聞辦公室が「中国の平和的発展の道」と題した白書を発表(増田雅之(2011)「外交政策のフロンティアを模索する中国—「和諧世界」論の理念と実践—」飯田将史編『転換する中国—台頭する大国の国際戦略—』第3章 pp.55-78)

⁵ IMF “World Economic Outlook Database”, April 2012.2012/05/23 アクセス

⁶ 前田宏子(2009)「2009年中国の上昇と中国観」、『PHP リサーチニュース』2009年12月25日号、Vol.7. No.175

⁷ 関志雄(2009)「先進国に先駆けて回復に向かう中国—高まる世界経済における存在感」

⁸ 清水美和(2011)

⁹ Thomas J., Christensen., (2011) “The Advantages of an Assertive China – Responding to Beijing’s Abrasive Diplomacy”, Foreign Affairs, March/April

¹⁰ U.S. Department of State, “Closing Remarks for U.S. – China Strategic and Economic Dialogue.”, July 28 2009,2012/05/23 アクセス、Michael, D., Swaine.(2011) “China’s Assertive Behavior Part One: On “Core Interests””, Hoover Institute, Stanford University. なお、中国国営通信社の公式報道では同発言は報道されていない。

直前に北京で行われた米中首脳会談後の共同声明¹¹で、米中両国は気候変動問題の解決に向け協力すると発表したにもかかわらず、本会議では温暖化ガス排出削減目標の義務化を避けるために他の途上国と協力し先進国と対峙した。

翌 2010 年には、中国は米国以外の国々との外交問題でも強硬な姿勢を見せた¹²。まず、2010 年 7 月に行われた ASEAN 地域フォーラムでは、クリントン米国务長官が南シナ海の航行の自由は米国の国益であると発言したことに対して、フォーラム終了後に楊潔チ外交部長の反論コメントという形で、米国は中国の忠告を聞かず、会議の中で南シナ海問題を提起し中国を攻撃することで国際社会に対し南シナ海問題が非常に憂慮すべきものであるという印象を作り出そうと試みたと批難した¹³。また、東南アジア諸国に対しては、南シナ海における中国との領有権の紛争に外部勢力を巻き込み問題を管理しようと試みないよう警告した¹⁴。また、日本に対しては、同年 9 月に尖閣諸島周辺領海内で発生した中国漁船衝突事件で日本に対して公的な謝罪と賠償を請求し、レアアースの輸出規制という経済措置を実施し¹⁵、韓国に対しても、米韓海軍が中国近海の公海上で行った合同軍事演習に対して、中国政府は二度にわたって訓練を中止するよう警告を発した¹⁶。

さらに中国は、2009 年頃から南シナ海の領有権問題において PLA や海洋法執行機関の活動を活発化させるなど、海洋政策においてもこれまで以上に積極的な活動を展開した¹⁷。また、中国国家海洋局が公式文書で初めて 2009 年に空母建設が決定されたことを明記し、中国が本格的に海洋強国の建設に乗り出したことを宣言した¹⁸。2010 年 4 月には、中国農業部は同部所管の漁政局による南沙海域の管理をさらに強化するために、南沙における漁業保護法執行活動を強化し、漁政指揮センターによる統一指揮の下で海区を跨ぐ船隊を編成し、中国漁政部隊による南沙周辺パトロールを強化すると発表した¹⁹。また、翌週には 2 隻の新型漁政船を広東省で就役させ²⁰、海洋権益保護活動のロジスティクスと設備強化の両面から強化した。同時期には、中国海軍北海艦隊が沖縄半島と宮古島の間の海域及びバシール海峡を通過し太平洋及び南シナ海へ進出し、大規模な外洋訓練を実施するなど、PLA 海

¹¹ White House Office of the Press Secretary, “U.S. – China Joint Statement”, November 17, 2009.2012/05/23 アクセス

¹² Li Mingjiang(2012a) “The Changing Context of China’s Policy on the South China Sea Dispute”, First Manila Conference on the South China Sea: Toward a Region of Peace, Cooperation, and Progress.

¹³ 中国外交部 HP「楊潔篪外長駁斥南海問題上的歪論」2010 年 7 月 25 日

¹⁴ 同上

¹⁵ Thomas J., Christensen., (2011)

¹⁶ 同上

¹⁷ 飯田将史(2011)「南シナ海での主権主張を強める中国」、防衛研究所 NIDS コメンタリー、第 21 号、7 月 21 日、同年には米海軍測量船インペカブル号に対し中国公船等が放水などの妨害を行う事件が発生した。

¹⁸ 清水美和(2011)、中国国家海洋局が 2010 年に発表した中国国家海洋発展報告。

¹⁹ 2010 年 4 月 2 日付『新華網』「中国漁政巡航編隊启航赴南沙海域護漁執法」

²⁰ 2010 年 4 月 9 日付『新華網』「兩艘新型漁政船広東服役 裝備 14.5 毫米機槍」

軍も活発な動きを見せた²¹。

2009年からの中国の強硬な外交姿勢へのシフトにより、欧米諸国は中国に対する警戒心をさらに高め、周辺諸国は中国の海洋問題における台頭に対して危機感を募らせた。その結果、中国は先述した2010年のARFで米国を始めとし、ASEAN諸国から強い反発を受け、外交政策の見直しを余儀なくされた²²。

2. 中国の南シナ海問題に対する戦略的活動強化（主張の正当性を高めるための国際法の援用）

中国は2010年の外交での失敗から、自国が外交において強硬な姿勢を示せば、他国は中国に対抗するために相互に連携を強め、中国の孤立化に繋がることを認識した²³。こうした状況を受け、中国国内では南シナ海の主権紛争において中国の主張の正当性を高めるために、南シナ海問題に対するより戦略的思想を打ち出すことを喚起する意見が高まった。

例えば、2011年1月の中国共産党中央党校主管紙である『学習時報』では、海洋紛争解決のためには武力行使も排除せずとしながらも、海上での武力による自衛反撃作戦が国際社会に与える影響を懸念し、武力行使を行うためには中国による武力行使が合法的で正当なものであるという世論形勢と法的準備が必要であると指摘している点である²⁴。また、中国は国内外のメディアを利用し、南シナ海の主権が中国に属するという歴史的、法的根拠を国内外に示し、中国に有利な国際世論を作り出す必要性も指摘しており、中国の主権の主張が正当であるという世論作りの重要性を指摘している²⁵。

こうした南シナ海問題に対する戦略的思想の下で、近年中国は、南シナ海問題に対して軍事力の行使も辞さないとする強硬路線から、国务院傘下の各部・局・地方政府が所管する五龍²⁶と呼ばれる海洋行政機関による中国国内法に基づく取り締まり活動の強化²⁷と、中

²¹ 2010年4月13日付『解放軍報』「北海艦隊近期遠航訓練航経西沙南沙抵臨馬六甲」、『中国国防報』「西北太平洋対抗五昼夜」

²² 清水(2011)

²³ Li Mingjiang(2012b) “China’s non-confrontational assertiveness in the South China Sea”, East Asia Forum, 14 June.

²⁴ 聞航「完理解鄧小平解決海洋争端的戰略思想」『学習時報』2011年1月3日

²⁵ 同上、こうした自国の行動の正当性を高めるために世論形勢や法的準備が必要であるとする思想は、元々は2003年12月に改訂された「中国PLA政治工作条例」において規定された「輿論戦」、「心理戦」、「法律戦」の3分野の活動強化を目指す「三戦」と呼ばれる戦略に起因する。特に近年では、法律戦において国際法の遵守という消極的な法律戦ばかりでなく、独自の国際法解釈やそれに基づく国内法の制定など、自ら先手を打って中国に有利なルールを作るといった積極的な法律戦への思考が顕著になっており、軍の行動規約というだけでなく、南シナ海の領有権問題に対する中国の国家としての対応という文脈に援用されつつある。

²⁶ 公安部公安边防海警総隊(海警)、農業部漁業局(漁政)、国土資源部国家海洋局中国海監総隊(海監)、交通運輸部中国海事局(海巡)、海関総署密輸取締警察(海関)、添付資料1「中国国内海洋法執行機関」参照

²⁷ Taylor, M., Fravel(2012,p.37) “Maritime Security in The South China Sea and The

国人漁民の漁業活動などを利用し、中国が当該海域を効果的に統治していることを対外的に示し、法的に自国の主権主張の正当性を強化する手法へと政策を変更している²⁸。

こうした2011年以降の新たな中国の海洋戦略は、海洋における中国公船の行動の変化にも現れている。中国公船は、2010年までは他国船舶に対して銃口を向けるなど強硬な態度を示していたが、2011年以降は兵器の使用報告が減少し、それまで行ってこなかった他国調査船のケーブル切断など、調査を妨害する行動が頻発するようになってきている²⁹。これは、中国が2011年以降、2010年の失敗の教訓から他の紛争国との武力衝突の回避を外交戦略としつつ、国益に影響する海洋主権に関しては僅かも譲ることがないという中国の意志を対外的に示すために、局地的な紛争では強硬な姿勢を示すという戦術と戦略を使いわけ始めたためである³⁰。

3. 中国の法律戦強化（国際司法裁判所における判例研究の進展）

こうした中国の法律を援用した自国の主張強化の動き³¹は、先述した南シナ海問題に対する戦略的思想の構築を求める声の高まりとともに、中国国内でこれまでの国際司法裁判所での主権紛争の判例の研究が進んだことが要因の一つであると考えられる。

これまでの国際司法裁判所の判決では、実効的支配の実証³²と紛争海域におけるある国の行動に対して紛争国が反応したかどうか重視されてきた。国際法の専門家は、他国の主権の主張に対する反論や漁業に関する規制、建築物の建設や管理、事件の調査など、主権・主権的権利を有する国にしかできない行動を採り、当該海域を有効に統治していることを

Competition Over Maritime rights”, *Cooperation From Strength The United States, China and the South China Sea*. Chapter II.

²⁸ Taylor, M., Fravel(2012)

²⁹ 添付資料2「中国が関与した南シナ海における紛争(2009-2011年)」参照

³⁰ Li Mingjiang(2012a) p.200, Taylor, M., Fravel(2012, p.39)は、中国が法執行活動を強化していると考えられる他の理由として、外交部が中国公船の行動を「正常な法執行活動」と発表したことや、複数のケーブル切断事件が他国による海洋調査活動の直後に行われていることを指摘している。

³¹ 一般的には、中国の南シナ海における主権の正当性を法的根拠に依拠して主張する「法律戦(legal warfare)」と呼ばれる。(Peter, A., Dutton, (2008), “China’s views of Sovereignty and methods of Access Control”, 小谷哲男(2011) “Freedom of Navigation and the US-Japan Alliance: Addressing the Threat of Legal Warfare”), また、中国の国際法援用は、比政府が2011年4月5日に国連大陸棚委員会に対して中国の九段線に基づく領有権の主張に抗議する口上書を提出したことに対して、中国政府が同月14日付で国連事務総長に比の口上書の主張は受け入れられないとする口上書を提出した際に、スプラトリー諸島が国連海洋法条約上の「島」であると主張したのが最初であるとされている。(Robert Beckman, “Island or Rocks? Evolving Dispute in South China Sea”, RSIS Commentaries, No.75/2011 dated 10 May 2011.)

³² Leszek Buszynski (2012) “The South China Sea: Oil, Maritime Claims, and U.S.-China Strategic Rivalry.”, *The Washington Quarterly*, Vol.35, Center for Strategic and International Studies., pp.139-156.

示すことが重要であると指摘している³³。

また、上記の要件以外にも、国際裁判においては「決定的期日(critical date)³⁴」原則により、両国が紛争開始期日以前に歴史的にどういった行動を採ってきたか、紛争発生前にその領土がどの国に属していたかを明らかにし、紛争が始まった後、事実はどうであるか、もともと権利があった国がその権利を放棄したか否か、紛争国がどのような行動を取ったか、国際法上の効力があるかないかといった要件が主権帰属の判断要因とされてきた³⁵。

中国国内研究者の間でも、こうした過去の領有権紛争の判例は注目されており、過去の判例研究が積極的に行われるようになってきている。その結果、中国国内研究者が過去の判例において領有権判断の際に用いられた法的根拠を、中国の主権主張の正当性を高めるために、自らの言説に援用し始めている。

例えば、2012年に張海文・中国国家海洋局海洋発展戦略研究所副所長は、上述した「決定的期日の確定」原則を援用し、1898年のパリ条約、1900年のワシントン条約等の国際条約において、カラヤン諸島とスカボロー礁が比の領土に含まれておらず、比が2009年になって両地を国土に編入する法律を制定したことは合法性がないだけでなく、法律の制定自体がそれまで比が両地の主権を有することを示す法的根拠がなかったことを示していると指摘している³⁶。同様に、越に対しては1958年9月4日に中国政府が「領海に関する声明」を公表した際に、ファム・ヴァン・ドン越首相(当時)が周恩来総理(当時)への書簡で、中国の声明を承認し賛成を表明しており、1956年にも越外交官が外交の場で西沙諸島と南沙諸島は宋の時代から中国のものであると認めていることを指摘し、国家元首や外交官など国家を代表する人間が国家間の重要問題や他国の重大な利益に関わる問題について行った声明や講話、態度表明は国際法上の効力を有するとする国際法の原則³⁷に違反していると指摘している³⁸。

また、2012年4月に比EEZ内のスカボロー礁で発生した中比公船対峙事件でも、人民日報国際版論評『鐘声』³⁹や、金永明・上海社会科学院海洋法研究センター主任が、同礁が

³³ Greg, Torode. "Actions Speak Louder than Words." *South China Morning Post*. 17 May. 2012a. A4、具体的な判例に関しては参考資料3「1. 実効的支配(ペドラ・ブランカ事件、国際司法裁判例2008年5月23日)」参照

³⁴ ある島嶼の領有権に紛争があると明確に主張された場合、紛争が始まった時期を探し出し、その期日を決定的期日と定め、これよりも後に行われた行動や主張は裁判では無視され、決定的期日以前に行われた行動や事実のみが考慮される。

³⁵ Greg, Torode(2012a)

³⁶ 張海文(2012)「从国際法資格看南海紛争問題」『世界知識』第4期

³⁷ 代表例としては、1919年7月12日にイーレン・ノルウェー外相のデンマーク行使に対する発言が1933年4月5日に行われた「東部グリーンランド事件」PCJ判決で法的拘束力が認められている。

³⁸ 張海文(2012)

³⁹ 鐘声「中国对黄岩島の領土主権擁有充分法理依拠」『人民日報国際版』2012年5月9日、国際論評

中国の領土である国際法上の根拠を説明する文章を公表している⁴⁰。これは、中国が将来的に国際裁判所で領有権が争われることを念頭に置き、これまでの判例で主権帰属の判断要因となった重要な要件に関する他の紛争国の不利な点を指摘しつつ、中国の主張の法的正当性を示し、自国の主権主張を強化する行動を採るようになってきていることを示している⁴¹。

4. 中国の小さな警棒外交：スカボロー礁における中比公船対峙事件の戦略的意義

中国の海洋主権確保のための活動は法律戦だけに留まらない。特に近年では、先述した五龍と呼ばれる中国国内海洋法執行機関による南シナ海の紛争海域での活動活性化など、新たな主権強化の動きを見せ始めている⁴²。

この方法の利点は、中国はPLA海軍の強大な軍事力を他国の中国に対する武力行使の抑止力として利用しつつ、PLA海軍の直接関与を避けることで当該海域に紛争は存在せず、中国国内法が適用される範囲の国内問題として南シナ海問題を処理することが出来るとともに⁴³、中国の国内法を適用した取締り活動を行うことで中国が当該地域を管轄しているという証拠にもなることである。

このように、中国は過去の失敗から学び、PLA海軍を紛争海域に実際に派遣し、武力によって領有権を主張する手法から、五龍を中心とする軽武装または漁船など非武装船舶を紛争海域に派遣し、法執行活動と漁業の実施を通じて中国による当該海域の管轄を主張する「小さな警棒外交(Small-Stick Diplomacy)」とも指摘される、より巧妙な外交政策への転換をはかっていると思われる⁴⁴。

また、中国はこうした新たな海洋外交政策の下で、南シナ海における領有権確保のためにさらに巧妙な手法を模索しているとの指摘も存在する。特に、2012年4月に発生したスカボロー礁における中比公船対峙事件は、中国政府が自国の主張強化のための新たな手法の有用性を試したのではないかと注目されている。

中国政府は、以前から民間漁船を政治目的のために利用している。特に90年代半ばの兩岸関係の緊迫化をきっかけに、有事の際には多くの民間資源を軍事活動支援のために即座に動員する体制構築を加速化させ、近年では海域の主権を主張するために利用するようになってきている⁴⁵。中国政府が民間漁船を自国の海洋主権を主張するために利用する理由は、仮に他国の海軍や巡視艇が中国漁船を強制的に退去させた場合に、中国の公船が漁船保護のために反撃する理由が出来るためである⁴⁶。また、中国政府は紛争海域に公船を派遣するこ

⁴⁰ 金永明「黄岩島事件的国際法分析」『信報』2012年6月2日、A17面

⁴¹ Greg, Torode(2012a)

⁴² Taylor, M., Fravel.(2012)

⁴³ James Holmes., & Toshi Yoshihara(2012) “Small-Stick Diplomacy in the South China Sea”, *The National Interest*, 23 April

⁴⁴ 同上、Taylor, M., Fravel “How to Defuse South China Sea Conflicts”, *The Wall Street Journal*, 26 June 2012 : Opinion Asia.

⁴⁵ Jens Kastner (2012) “China’s fishermen charge enemy lines”, *Asia Times*, 16 May.

⁴⁶ James Holmes., & Toshi Yoshihara(2012)

とで、同海域が自国の法執行範囲に含まれることを対外的に示すことが出来る⁴⁷。

今回の中比船舶対峙事件では、中国政府は敢えて他国が領有権を主張するスカボロー礁周辺海域に中国漁船を送り込み、他国艦船と対峙させた可能性が指摘されている⁴⁸。この戦術の狙いは、中国漁船を紛争海域に送り込み、相手国が反応せざるを得ない状況を作り出し比海軍艦船や巡視艇と対峙させ、最終的に強大な軍事力を誇る中国との武力衝突を避けるために比が艦艇を退去させ、同海域に対する比の主権の主張を弱体化させることである⁴⁹。

仮に今回のスカボロー礁での中比公船対峙事件が、専門家の指摘通り中国による自国の主権主張を強化するための試みであった場合、今後中国政府が比以外の紛争当事国の EEZ 内で積極的に同様の行動に出る可能性が高く、今後の行動に注視する必要がある⁵⁰。

5. 国際司法による南シナ海領有権問題解決の可能性

先述した通り、中国は法律戦と国内法執行機関を主体とする自国の主権に対する主張を強化するための活動を活発化させている。こうした南シナ海での中国の活動活発化に対応するために、比⁵¹や越⁵²など他の紛争国は、他国との関係強化や軍事力増強をはかっており、南シナ海領有権問題はさらに複雑さを増している。関係国は、こうした状況を解決するための方法を模索しているものの、現在に至るまで有効な解決策を見つけるには至っていない。しかし、海の憲法と呼ばれる「海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」)」が存在しており、同条約の解釈や条約内で規定されている紛争解決メカニズムを通じた領有権問題解決の可能性に注目が集まっている⁵³。

国連海洋法条約は、全ての国連加盟国に対して平和的手段⁵⁴による紛争解決義務を課す⁵⁵ 国連憲章の下で、国際平和主義を基本理念とし⁵⁶、平和的手段を通じた紛争の解決を呼びか

⁴⁷ 同上

⁴⁸ James, R. Holmes(2012) “China’s Small Stick Diplomacy.”, *The Diplomat*, 21 May.

⁴⁹ 同上、また、紛争の発生が例年実施される禁漁期間実施直前であったことから、中国は当初から紛争が長期化したとしても、禁漁期間の実施によって紛争が自然に収束へ向かうと考えていた可能性もある。

⁵⁰ 同上、また、スカボロー礁における中比公船対峙事件は国際的に注目を集めたため、海監船と漁政船を紛争海域に派遣するという決定は中国政府指導部によるものであり、今後中国が今回の事件を「スカボローモデル」として形式化し、同様の行動を行う可能性が高いとの指摘もある。(Trefor Moss(2012)“China’s Not-So-Hard Power Strategy.” *The Diplomat*, 28 June.)

⁵¹ アキノ政権発足後、特に米国との関係強化が指摘されている。

⁵² 露から兵器を購入し、インド、チェコ共和国、カナダ、イスラエルとも軍事協力関係を締結している。

⁵³ Trefor Moss, “Reinforcing the peace.”, *South China Morning Post*, 13, June, 2012. A15.

⁵⁴ 交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関、地域的取り決めの利用、その他当事者が選ぶ平和的手段(国連憲章第 6 章 33 条 1 項)

⁵⁵ 国連憲章第 2 条 3 項

⁵⁶ 川上壮一郎(1999)「内陸国と海洋—国連海洋法条約第十五部で規定されている紛争解決手続きと関連して—」『中央学院大学法学論叢』13 卷 1 号 pp.87-114

けている⁵⁷。

こうした国際平和主義を背景に、同条約では第 15 部(同 279 条から 299 条)に具体的な紛争解決手続が三節に分類されて規定されている。第一節は一般原則であり、紛争当事国は国連憲章第 33 条 1 で規定された平和的手段を自由に選ぶことが出来る⁵⁸任意的紛争解決手続きを規定⁵⁹している。第二節には拘束力を有する決定を伴う強制的手続⁶⁰が定められており、当事国が選んだ平和的手段によって紛争が解決されず、紛争当事国間で他の手段による解決の可能性が排除されない場合に限って適用される⁶¹。第三節では第二節の規定の適用に係る制限及び除外が規定されている。例えば、同条約第 287 条は、裁判所の管轄権は原告国と被告国双方の宣言の相互主義によって成立し、対象となる紛争は海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争に限定されることを規定している⁶²。また、同条約第 297 条はいくつかの紛争に関する強制的手続の適用制限及び除外を規定しており、第 298 条でも締約国は海洋の領海・EEZ 及び大陸棚の境界画定に関する紛争、歴史的湾もしくは歴史的権限に関する紛争、軍事的活動(非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む)並びに法の執行活動に関する紛争等⁶³については、強制的手続を受け入れないことを宣言出来ることを規定している⁶⁴。

国連憲章第 33 条(1)に規定された平和的手段による解決が見られない場合には、法的拘束力のある紛争解決手続きとして、a)国連海洋法裁判所(ITLOS)、b)国際司法裁判所(ICJ)、c)仲裁裁判所、d)附属書Ⅷに規定する種類の紛争のために同附属書によって組織される特別仲裁裁判所の中から、一又は二以上の手段を選択することができる。紛争当事国との間で共通して選択したものがあればその裁判所に事件が付託され、共通したものがない場合には別段の合意がない限り仲裁裁判所に付託される⁶⁵。

このように、国連海洋法条約には強制的手続として様々なフォーラムが設けられている。しかし、基本的には紛争当事国の選択的宣言に依存していることに加えて⁶⁶、第 309 条で規定された留保・除外禁止の例外として、種々の適用除外規定が設けられているため、国連海

⁵⁷ 国連海洋法条約第 279 条「平和的手段によって紛争を解決する義務」

⁵⁸ 紛争解決手段選択の自由、ただし、自由選択であるが故に当事国同士の合意が必要となる。(川上 p.92)

⁵⁹ 島田征男・林司宣編(2012)「第 12 章紛争解決」『国際海洋法』 p.173-174、有信堂

⁶⁰ 強制手続とは、いずれかの紛争当事国の一方的な要請によって相手国に対しても義務的な手続が始められることを指す。(同上 p.173)

⁶¹ 国連海洋法条約第 281 条 1 項、一方的付託を行う当事国は、当該手続きによって解決が得られなかったことを立証しなければならない。(島田征男・林司宣(2012)p.173)

⁶² 島田征男・林司宣編(2012)p.174

⁶³ その他、同条 1(c)では国連安全保障理事会の紛争についても選択的除外ができる旨記されている。

⁶⁴ 島田征男・林司宣編(2012)p.175、川上壮一郎(1999)p.94-95

⁶⁵ 柳井俊二(2005)「我が国をとりまく海洋問題と国際紛争解決制度」第 28 回海洋フォーラム講演要旨

⁶⁶ 島田征男・林司宣編(2012)、P.173

洋法条約が紛争の解決に関して徹底的な強制力のある制度として機能しているとは言い難い⁶⁷。

実際に、中国は2006年8月25日に同条約第298条に規定された選択的除外を既に宣言しているため、境界画定に関する紛争、歴史的湾もしくは歴史的権限に関する紛争、軍事的活動並びに法の執行活動に関する紛争に関しては、仮に他の紛争国が強制的手続を申請しても、同条約第298条の規定により、中国の同意がなければ条約下のいずれの手続にも付すことは出来ない⁶⁸のが現状である。また、島嶼に対する主権紛争を国際司法の判断に委ねるには両国の同意が前提となり、中国が国際裁判所の判決に紛争を委ねることに同意する可能性は低い⁶⁹。

しかし、海洋法専門家は、中国の法執行活動や中国人漁民による他国周辺海域内での違法操業に対する提訴など、主権紛争以外の問題に対する法的アプローチを通じて、間接的に中国の領有権の主張の法的解釈を求めることが可能であると指摘している。

(1) 国連憲章の武力不行使規範(第2条4項)

第一の方法としては、中国国内海洋法執行機関の活動の正当性を問う方法が考えられる。

中国国内の海洋法執行機関の中で、特に南シナ海問題で活発な動きを見せているのは、中国の沿岸警備隊(Coast guard)として高速巡視艇を中心とする装備を保有し、護衛や海上での捜査、探索・救難等を担当する海警、漁業管理を担当する漁政、領海やEEZの海洋権益の保護を担当する海監の3機関である。

先述した通り、これら海洋法執行機関は国務院傘下の各部・局に管轄されており、中央軍事委員会及びPLA海軍とは行政組織上は完全に分離した組織である。しかし、海監を管轄する国家海洋局は設立当初から軍との関係が強い組織である⁷⁰。劉賜貴・海洋局局长は、2012年6月に香港のテレビ局の取材に対して、2010年に海監と中国海軍士官学校との間で協定が結ばれ、海監職員訓練支援が行われていることを明かし、国家海洋局は歴史的にPLA海

⁶⁷ 島田征男・林司宣編(2012)、P.173

⁶⁸ 池島大策(2010)「国連海洋法条約における島の法的地位と紛争解決手続—沖ノ鳥島をめぐる日中間の事例—」, *Waseda Global Forum*. No.7 pp.107-134. 第298条3項「1の規定に基づく宣言を行った締約国は、除外された種類の紛争に該当する紛争であって他の締約国を当事者とするものを、当該他の締約国の同意なしには、この条約に定めるいずれの手続にも付すことはできない。」

⁶⁹ Robert Beckman(2012a) “Geopolitics, International Law and the South China Sea.”, *The Trilateral Commission 2012 Tokyo Plenary Meeting*, 21-22 April.

⁷⁰ 国家海洋局の設立にあたり、PLAの重鎮であり当時の国務院副総理でもあった聶榮臻・元帥(当時)が自ら鄧小平総書記(当時)に書簡を送り、PLA海軍が国務院に代わり実質的な管理を行うことを提案し、国務院の管理下でありながら、実際にはPLA海軍が実質的な管理を行うという運営方針になっていたことや、国家海洋局の地方分局をPLA海軍艦隊の配置に合わせて、北海(青島)・東海(寧波)・南海(広州)に設立したことから、両者の関係が深いことが推測される。(毛利亜樹(2010)「法による権力政治 現代海洋法秩序の展開と中国」『中国外交の問題領域別分析研究会報告』日本国際問題研究所、p.66)

軍と協力していることを明かしている⁷¹。

また、2010年に就役した漁政44601、44602の二隻は14.5ミリ銃を装備しており⁷²、海監もPLA海軍からミサイルフリーゲート艦を改造した巡視船の提供を受けているなど⁷³、使用している船舶は艦船と遜色なく、実際に越、比の漁船、巡視船や艦船を威嚇し、発砲している⁷⁴。ここで問題となるのが、こうした準軍用船とも言える中国公船の行動は、他国に対する「武力行使」なのか、それとも「執行管轄権行使」と看做されるのかである。

国連憲章には武力不行使規範(第2条4項)が確立されており、国連海洋法条約でも同規範に反する武力行使は禁止されている(第301条)。一方で、同条約は諸国海軍が警察機能を担う場合を想定し、公船とともに軍艦が海上警察権を行使することも認めている(第107、110、111条等)⁷⁵。従って、これまでの海上における武器使用を伴う措置の性格づけが問題となった判例では、武力行使の正当性を判断する際に武力行使の主体や客体は決定的要因とされず、武力行使が国内法令違反に対する取締りとして行われたのか、それとも対等な他国に対して大陸棚に対する主権的権利の所在など、両国間の主権問題などの国際法上の紛争を理由に行われたのかという「行為の根拠」が最も重視されてきた⁷⁶。

こうした判例から鑑みれば、中国の五龍による法執行活動であっても「中国の主権を守るため」という理由で行われた武力の使用は国連憲章第2条4項に反する武力行使禁止規範の違反と認定される可能性がある。ロバート・ベックマン(Robert Beckman)・シンガポール国立大学国際法センター教授は、国連には脅威や武力による国家領土の取得を禁止し、そうした手法を用いて獲得された如何なる領土も法的には認められないことを規定した『国際連合憲章に従った諸国間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言』が存在するため、国連憲章と国連総会決議による仲介の下では武力行使による主権の確保は法的に不可能であると指摘し、武力を用いた島嶼の占領は自国の主権の正当性を低下させることになると指摘している⁷⁷。

(2)EEZにおける漁業管轄権問題と紛争対象島礁の法的性質に関する議論

国連憲章の武力不行使規範以外には、国際司法の場でEEZにおける漁業管轄権に関する紛争と、紛争対象島嶼の法的性質の協議を積み重ねることで、局所的に中国の主権主張の正当性の検証を積み重ね、中国の主権主張全体の正当性を段階的に検証していく方法が考えられる。国連海洋法条約では、沿岸国はEEZにおいて「海底の上部並びに海底及びその

⁷¹ 「海洋局局長：海軍導弾完全覆蓋中菲対峙海域」『中評社』2012年6月10日

⁷² 「兩艘新型漁政船広東服役 装備14.5毫米機槍」『新華網』2010年4月9日

⁷³ 小谷哲男「海を席卷する中国の「五龍」 尖閣沖の「監視船」はPLAなのか? 「日中の不測の自体」回避に必要なこと」『Infinity』2012年5月22日

⁷⁴ 正論「「尖閣」危機 防衛大学校教授・村井友秀」『産経新聞』2012年6月7日

⁷⁵ 西村弓「海洋安全保障と国際法」『守る海、繋ぐ海、恵む海—海洋安全保障の諸課題と日本の対応—』日本国際問題研究所平成23年度海洋安全保障研究会報告書第7章、p.93

⁷⁶ 同上、添付資料3「2. 海上における武器使用の性格づけに関する判例」参照

⁷⁷ Greg Torode(2012a)

下の天然資源の探索、開発、保存及び管理のための主権的権利」、「経済的な探索及び開発のための他の活動に関する主権的権利」を有することが規定されている⁷⁸。また、沿岸国は漁獲可能量を決定することができ⁷⁹、漁業許可証の発給や漁獲可能な魚の種類及び漁獲割当ての決定権を有し⁸⁰、他国は沿岸国が制定する漁業資源保存措置及びその他の条件に関する法令を遵守する必要がある⁸¹。

複数の国際法専門家が、この EEZ における沿岸国の主権的権利を根拠に、中国以外の紛争国は、自国の EEZ における中国漁民による漁業が正当な許可を得ているかどうかなど、漁業権に関する問題であれば単独で国際司法裁判所に提訴することが可能であると指摘している⁸²。また、ベックマンは、中国は他の紛争国が国連海洋法条約で認められた EEZ 内で行っている活動に対しても異議を申し立てており、中国以外の紛争国が自国 EEZ における行動の正当性を主張するために、国連海洋法条約で定められた強制的手続を利用出来る可能性があると指摘している⁸³。

また、その他の方法として、局所的な紛争対象島嶼の法的性質に関する協議を積み重ねることで、中国の主張する領有権の正当性を議論することも可能である。国連海洋法条約では、「島」と「岩」の法的性質は区別されており、岩は 12 海里の領海を有することはできるが、EEZ と大陸棚を有することはできないと規定されている⁸⁴。比は紛争のあるスプラトリー諸島(中国名：南沙諸島)の島嶼に対する主権を主張しているものの、島嶼を基点とする EEZ や大陸棚を主張していない。一方中国は、スプラトリー諸島は、国連海洋法条約で規定されている島の性質を満たしており、EEZ と大陸棚を有すると主張し、島嶼に対する主権の問題だけでなく、紛争となっている島嶼の法的性質に関しても両国で異なった認識を示している⁸⁵。そのため、中国が国連海洋法条約上の「島」であると主張する複数の島嶼の法的性質を国際司法の判断に委ね、局所的に中国の主権主張の法的根拠の議論を積み重ねることで、中国の領有権の主張全体の正当性を段階的に判断していくことが可能となる⁸⁶。

6. まとめ：中国による南シナ海での武力行使の可能性

先述したように、軍隊とは異なる五龍の活動であっても、行動の根拠によっては武力行

⁷⁸ 国連海洋法条約第 56 条 1 項

⁷⁹ 同条約第 61 条 1

⁸⁰ 同条約第 62 条 4

⁸¹ 同条約第 62 条 4

⁸² Greg, Torode. "Preparing for the Main Event." *South China Morning Post*. 21 June. 2012b. A4

⁸³ 同上

⁸⁴ 国連海洋法条約第 121 条：島は「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるもの」であり、「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、EEZ 又は大陸棚を有しない。」

⁸⁵ Robert Beckman(2012b) "The China-Philippines in the South China Sea: Does Beijing have a legitimate claim?," *The East Asia Forum*, 28 March.

⁸⁶ Greg Torode(2012b)

使と看做され、中国の主張の正当性を低下させる可能性がある。また、国連海洋法条約は、島嶼の領有権帰属の判断材料として中国が主張する歴史的権利を重視する立場をとっていないため⁸⁷、将来的に国際司法裁判所で南シナ海の島嶼の領有権帰属の判断が行われた場合に、中国が歴史的権利を根拠に他国 EEZ 内で行っている五龍による法執行活動や、中国漁船の違法操業がどのように判断されるのかが注目される。

一方で、中国国内研究者も、これまでの判例の研究や国連での活動を通じて知識を蓄積させており⁸⁸、武力行使が自国の領有権の主張の正当性を低下させる危険性を充分認識している。

張海文(2012)は、先述した論文において現代国際法では武力で領土を獲得することは禁じられており、武力によって占領した領土は返還することになると指摘しており、武力行使による海洋主権の獲得は自国の海洋主権の正当性の低下に繋がることを明確に認識している。また、先述した通り、中国政府も自分たちが強硬な姿勢を示せば他国は中国に対して更に不信感を募らせることを認識しており、中国にとって ASEAN 各国は南シナ海問題における政治面での紛争国というだけでなく、経済面でみれば重要な貿易相手国であるため、両者の政治的関係が貿易関係に影響を与えるほど緊迫化することを望んでいない⁸⁹。

さらに、2012年5月末に北京で開催されたサイバースペースの安全保障に関する国際シンポジウムに参加した馬曉天・PLA 副総参謀長は、シンポジウム後の記者会見の中で、PLA は南シナ海での紛争解決のために出動する準備はしていないと述べるとともに、同問題は外交交渉と法執行活動を通じた解決が最良の方法であり、南シナ海での紛争が軍事問題化しないようにすべきであると主張している⁹⁰。これは、中国共産党指導部層と PLA 高官の中で、南シナ海問題に関しては外交を重視し、紛争が武力衝突に繋がることを避けるべきであるというコンセンサスが存在することを示しており⁹¹、中国が個別の紛争解決のために PLA 海軍の武力を行使する可能性は低いと思われる⁹²。

しかし、武力衝突の可能性が完全に排除されたわけではない。洪磊・中国外交部報道官は、2012年5月21日の定例会見で「比の第三国を巻き込もうとする行動は、事態をさらに緊迫化させ、問題の質を変えてしまう。」と発言しており、南シナ海における紛争が第三国の介入によって外交問題から逸脱する可能性があることを示唆している。この発言自体が南シナ海問題を沈静化させるための心理戦の一種である可能性もある。しかし、武力行使に慎重な姿勢を示す研究者も、最終手段としての武力行使の可能性は否定していない。

例えば、顧徳欣・元国防大学国際関係教研室主任(少将)は、党中央対外連絡部主管誌にお

⁸⁷ Leszek Buszynski (2012)

⁸⁸ Greg Torode(2012b)

⁸⁹ Li Mingjiang(2012b)

⁹⁰ Jane Perlez, “Beijing Exhibiting New Assertiveness in South China Sea”, *The New York Times*, 31, May, 2012.

⁹¹ Taylor, M., Fravel(2012) “PLA and the South China Sea”, *The Diplomat*, 17 June.

⁹² David Lague. “Firepower bristles in South China Sea as rivalries harden.”, *Reuters*. 13 June. 2012.

いて、中国は防御姿勢の強化を通じて主導権を確保する戦略的(積極的)防御態勢を維持するとしながらも、外部勢力が状況を破壊しようとするれば反撃を加えざるを得ないと指摘しており⁹³、主権を守るためにやむを得ない場合や他国への反撃など受動的な武力行使を否定していない。先述した顧克農論文でも、大国は簡単には武力を行使しないと軍事力行使には慎重な姿勢を見せつつも、他国が中国の権益を侵害しようとするれば中国がどういった行動に出るかは推して知るべし(可想而知)と指摘し、即座に武力行使に踏み切る可能性があることをほのめかしている⁹⁴。

また、中国政府が完全に中国漁民の活動を管理できているとは言い難く、偶発的に他国と紛争を生じさせる場合がある⁹⁵。中国漁民の無秩序な行動だけでなく、中国政府機関内部にも問題が存在している。中国政府には、五龍を含め海洋問題に関係する中央・地方政府機関が 10 機関以上存在している。その結果、それぞれの機関が強硬な術を用いてでも自分たちの目先の利益を追求し、中国の外交全体に悪影響を与えるという状況に陥っているとされる⁹⁶。こうした中国国内機関間の連携体制や海洋政策統括機関の欠如が、中国の海洋関連機関の統一性を欠いた行動を助長しており、2011 年以降も数件ではあるが越や比から海洋における紛争に対する PLA 海軍や中国の海洋法執行機関による銃器の使用報告がなされている⁹⁷。このような偶発的な衝突の増加は紛争国間の関係を緊迫化させ、紛争国が突発的に武力行使に踏み切る可能性を高めるものである。

南シナ海領有権問題が武力衝突へとエスカレートすることがないよう、国連海洋法条約の援用など、現実的かつ透明性の高い方法の検証と実施を通じて、同問題が平和的な解決へと向かうことが望まれる。

⁹³ 顧徳欣(2011)「构建中国海洋安全战略需处理好六个关系」『当代世界』9月号

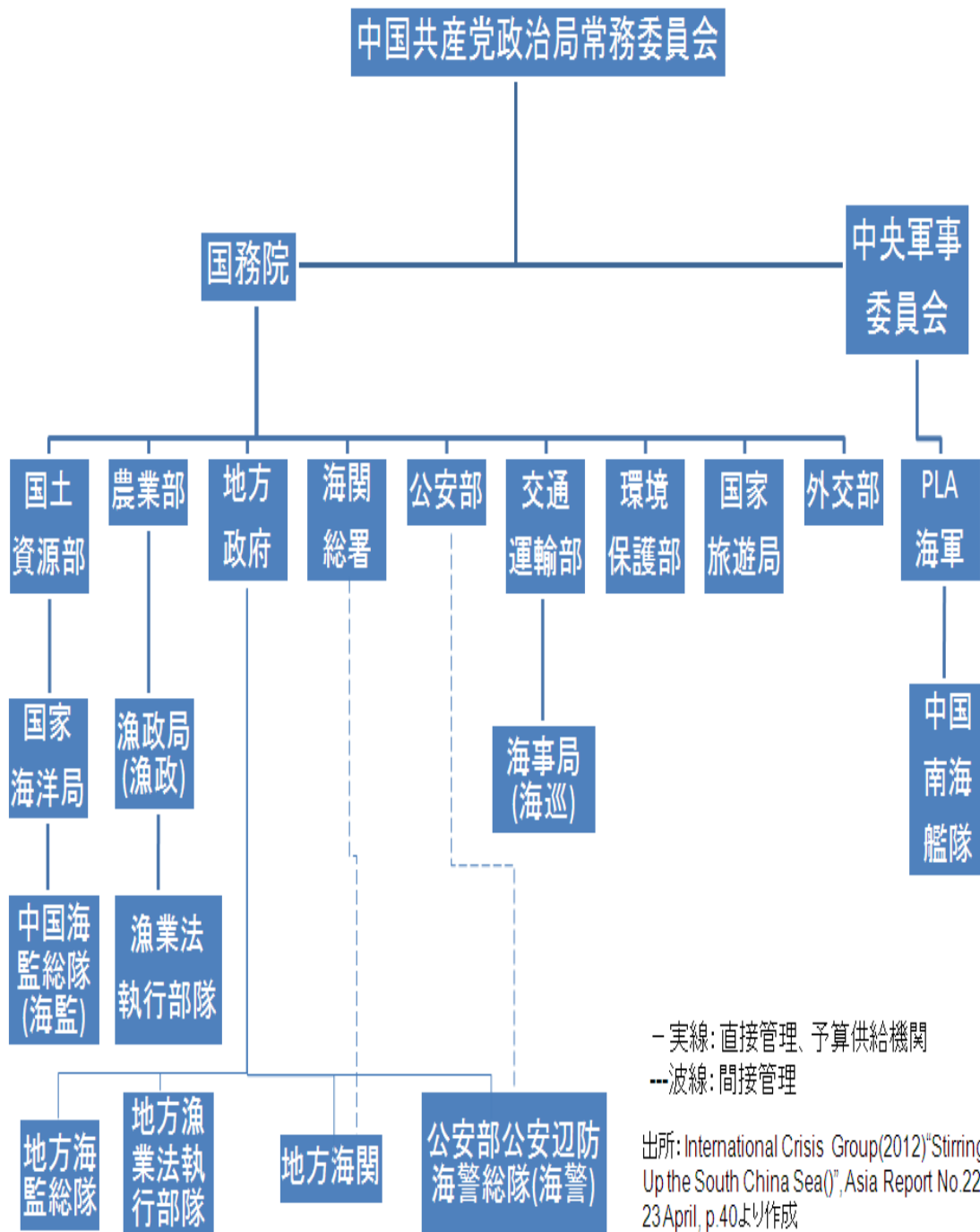
⁹⁴ 顧克農(2011)p.10、上記を踏まえると、現状では中国が武力行使を行う可能性がある状況としては、(1)中国の武力行使の正当性が世論に認められる状況であること、(2)他の紛争国からの攻撃に対する反撃、(3)第3国の介入など南シナ海問題が中国の主張する二国間協議を通じた外交手法による解決方法から離れ外交問題ではなくなった場合、の3点が考えられる。

⁹⁵ James, R. Holmes(2012)

⁹⁶ International Crisis Group(2012) “Stirring Up the South China Sea(I)”, Asia Report No.223, 23 April. これらの機関の多くは、国内政策を担当するために設立されたものであったが、現在では外交政策においても役割を担いつつある。しかし、元々内政を担当していたこれらの機関は、外交における長期的な視座を持ち合わせておらず、自分たちの機関の利益を重視した行動を採る傾向にある。

⁹⁷ 越、比発表をベースに確認されている銃器使用の報告は、2011年から現在までに3件

図 1 中国国内海洋法執行機関



注：公安部公安边防海警部隊は、公安部边防局が管轄する武装警察(準軍事組織)の一種である。実際には各省市の边防創隊に海警の各部隊が設けられているに過ぎず、「中国海警」としてのまとまった組織はない⁹⁸。

⁹⁸ 上田貴雪(2003)「海上警察機関の領海警備活動」、国立国会図書館調査及び立法考査局編『主要国における緊急事態への対処総合調査報告書』p.138

添付資料 2 中国が関与した南シナ海における紛争(2009-2011年)

2009年	
3月	インペカブル事件
5月	中国が国連の大陸棚画定委員会に、九段線の中が中国の EEZ 及び大陸棚であると解釈できる文書を提出。
7月	海軍南海艦隊は海警や海監、海巡と 3 日間の合同演習を実施。 この演習は海上法執行機関による活動を海軍が支援する能力の向上を目的としており、外国の武装船に襲撃された中国漁船の救助や中国の石油採掘施設を占拠したテロリストを排除するとのシナリオで訓練を行った。
2010年	
3月	中国法執行船がフィリピン石油採掘船を駆逐。
3月	北海艦隊に所属する 6 隻の艦船が、黄海、東シナ海、宮古海峡、バシー海峡を通過して南シナ海に至る遠航訓練を実施。
4月	マレーシアが実効支配するスワロー礁(弾丸礁)に対して監視活動を行うために接近した漁政 311 に対して、マレーシア軍のミサイル艇と哨戒機が出動して、18 時間にわたってこれに対峙。
4月	中国漁船がスプラトリー諸島でベトナム船舶に取り囲まれ、海南島から中国の漁業監視船が派遣される。しかし、越船舶数が多かったため、中国は 4 月 10 日に浙江省寧波の東海艦隊司令部から駆逐艦・フリーゲート艦各 3 隻にキロ救潜水艦 2 隻を伴った艦隊を南下させる。中国艦隊の出動の報を受けた越船舶は、中国の艦隊が紛争海域に到着するまでに全て撤退した。
6月	インドネシア領ナトゥナ諸島付近で中国漁船を拿捕したインドネシア巡視船に対し、漁政 311 が砲の照準を合わせるといった威嚇を与え、漁船を解放させる。
7月	南シナ海において南海艦隊を中心に多兵種合同の実弾演習を実施。 水上艦隊、潜水艦、航空部隊などが参加したこの演習では、16 種類のミサイル 71 発が実射され、中国海軍史上最も実射したミサイルが多く、情報化が進んだ演習として中国側では評価。
2011年	
5月 26日	越沖合で石油探査活動を行っていた PetroVietNam(PVN)の調査船に中国のコーストガード(海監船) 3 隻が近づき、ワイヤーを切断。
5月 31日	フィリピンが領有権を主張する南沙海域のエミー・ダグラス・バンク付近で、中国海軍と海監の艦船が建築資材を降ろしたり、支柱やブイなどを設置したとして、フィリピン政府が中国政府に抗議。
6月	海南島沖で中国海軍と海警、海監などが合同演習を行い、駆潜艇、揚陸艦、巡視艇など 14 隻の艦艇と、2 隻の航空機が参加。
6月	ベトナムの EEZ 内で資源調査を行っていたペトロ・ベトナムの調査船バイキング 2 に対して、漁政 311 などの支援を受けた中国漁船が接近し、探索ケーブルの切断を試みた。しかし、漁船のケーブル切断装置がバイキング 2 の探索ケーブルを巻き込んだところで立ち往生し、漁政 311 などがその救助に急行。
6月中旬	海巡が最新鋭の巡視船である海巡 31 をシンガポールへ派遣。途中、南沙諸島西部海域と南沙諸島海域を通過させ、南シナ海でプレゼンスを誇示。
夏	南海艦隊に所属する揚陸艦、駆逐艦、海軍陸戦隊、航空部隊などが参加して、敵に占領された島嶼の奪回を目的とした大規模な訓練が行われた。

出所：森聡(2011)「南シナ海：開放的な海洋秩序を形成できるか」『外交』Vol.4, pp.142-151、防衛省防衛研究所(2012)『中国安全保障レポート 2011』『中国安全保障レポート』、新聞報道より作成。

添付資料 3「実効的支配及び海上における武器使用の性格づけに関する判例」

1. 実効的支配(ペドラ・ブランカ事件、国際司法裁判例 2008 年 5 月 23 日)⁹⁹

2008 年にシンガポールとマレーシアが争ったペドラ・ブランカ (Pedra Branca) 島の領有権紛争。国際司法裁判所は、シンガポールが主権を有する国しか出来ないような行動を度々行ってきており、その行動をマレーシアが黙認したことを重視し、マレーシアの同島に対する権利がシンガポールへ委譲されたと判断し、シンガポールが領有権を有するとの結論に至った。また、ボルネオ島沖合のシパダン島とリギタン島をめぐるマレーシアとインドネシアの間の領有権紛争では、2002 年国際司法裁判所は、植民地時代にまで遡りマレーシアが同島を実効支配していたという事実を重視し、マレーシアの領有権を認めた¹⁰⁰。

2. 海上における武器使用の性格づけに関する判例¹⁰¹

(1) エスタイ号事件

公海上でカナダ海軍艦船がスペイン漁船の取り締まりのために発砲したことに端を発し、両国が争った事例。カナダは、国際司法裁判所(ICJ)の管轄権を受け入れる自国の受託宣言に、資源の「保存管理措置及び当該措置の執行から生じる紛争」を除外する旨の留保を付していたことを根拠に、裁判所は本件について管轄権を欠くとの抗弁をなしたのに対して、スペインはカナダ海軍による発砲は国連憲章第 2 条 4 項が禁ずる武力行使に当たり、執行措置に関わる紛争の除外を定める上記留保の対象外であると反論した。

こうした両国の対峙を受け、ICJ は漁船の検査・拿捕に必要な実力行使を許容する規定は諸国の漁業法令に典型的にみられ、本件はカナダが留保した事項に関する紛争であるため、裁判管轄権は成立しないと判示し、カナダ海軍による行為は武力行使ではなく、執行管轄権を伴う武器使用に留まるという判断を下した。

(2) ガイアナ対スリナム事件

スリナム共和国の巡視艇が、ガイアナ政府との契約に基づき大陸棚の試掘を行おうとした民間船舶に対して行った警告の性質を両国が争った事例。海洋法条約上の仲裁裁判所は、スリナム政府が警告を発した理由として民間船が同国の主権を侵害する行為に対して取締りを行ったことを強調したことや、スリナム海軍の出動が、同国大統領とガイアナ大統領との間での領域保全に関する交渉の失敗を理由に行われていることから、スリナムによる警告は、単なる法執行活動よりも軍事的行為(military action)による威嚇に類する性格を有するとして、国連憲章第 2 条 4 項に反する武力行使禁止規範の違反が認定されている。

⁹⁹ 許淑娟(2011)「主権者としての(a titre de souverain)行為」、小寺彰・森川幸一・西村弓編『別冊 Jurist 国際法判例百選』No.204, pp.62-63, Greg, Torode. “Actions Speak Louder than Words.” *South China Morning Post*. 17 May. 2012. A4

¹⁰⁰ 同上

¹⁰¹ 西村弓「海洋安全保障と国際法」p.93

【日本語文献】

飯田将史(2011)「南シナ海での主権主張を強める中国」、防衛研究所 NIDS コメンタリー、第 21 号、7 月 21 日

池島大策(2010)「国連海洋法条約における島の法的地位と紛争解決手続－沖ノ鳥島をめぐる日中間の事例－」、*Waseda Global Forum*. No.7 pp.107－134.

上田貴雪(2003)「海上警察機関の領海警備活動」、国立国会図書館調査及び立法考査局編『主要国における緊急事態への対処総合調査報告書』

川藤千可子(2005)「胡錦濤政権の外交政策」、防衛研究所紀要第 7 巻第 2・3 合併号、pp.53-73

許淑娟(2011)「主権者としての(a titre de souverain)行為」、小寺彰・森川幸一・西村弓編『別冊 Jurist 国際法判例百選』

小谷哲男「海を席卷する中国の「五龍」 尖閣沖の「監視船」は PLA なのか? 「日中の不測の自体」回避に必要なこと」『Infinity』2012 年 5 月 22 日

村井友秀(2012)「正論「尖閣」危機」『産経新聞』2012 年 6 月 7 日

島田征男・林司宣編(2012)「第 12 章紛争解決」『国際海洋法』、有信堂

清水美和(2011)「中国外交の 09 年転換とその背景」IDE-JETRO2011 年『中国・インドの台頭と東アジアの変容』第 5 回勉強会

関志雄(2009)「先進国に先駆けて回復に向かう中国－高まる世界経済における存在感」

防衛省防衛研究所(2010)『中国安全保障レポート』

－(2012)『中国安全保障レポート 2011』

西村弓(2011)「海洋安全保障と国際法」『守る海、繋ぐ海、恵む海－海洋安全保障の諸課題と日本の対応－』日本国際問題研究所平成 23 年度海洋安全保障研究会報告書第 7 章

前田宏子(2009)「2009 年中国の上昇と中国観」、『PHP リサーチニュース』2009 年 12 月 25 日号、Vol.7. No.175

増田雅之(2011)「外交政策のフロンティアを模索する中国－「和諧世界」論の理念と実践－」飯田将史編『転換する中国－台頭する大国の国際戦略－』第 3 章 pp.55-78

毛利亜樹(2010)「法による権力政治 現代海洋法秩序の展開と中国」『中国外交の問題領域別分析研究会報告』日本国際問題研究所

森聡(2011)「南シナ海：開放的な海洋秩序を形成できるか」『外交』Vol.4, pp.142-151

柳井俊二(2005)「我が国をとりまく海洋問題と国際紛争解決制度」第 28 回海洋フォーラム講演要旨

【英語】

Lague, David. 2012. "Firepower bristles in South China Sea as rivalries harden.", *Reuters*. June 13.

Torode, Greg. 2012a. "Actions Speak Louder than Words." *South China Morning Post*. May 17, A4.

..... 2012b. "Preparing for the Main Event." *South China Morning Post*. 21 June, A4.

International Monetary Fund "World Economic Outlook Database", April 2012.(accessed May 23, 2012.)

International Crisis Group 2012. "Stirring Up the South China Sea(I)", *Asia Report No.223*, April 23.

James Holmes., & Toshi Yoshihara. 2012. "Small-Stick Diplomacy in the South China Sea", *The National Interest*, April 23.

Holmes, James R. 2012. "China's Small Stick Diplomacy.", *The Diplomat*, May 21.

Perlez, Jane. 2012 "Beijing Exhibiting New Assertiveness in South China Sea", *The New York Times*, May 31.

Kastner, Jens. 2012. "China's fishermen charge enemy lines", *Asia Times*, 16 May.

Mingjiang, Li . 2012a. "The Changing Context of China's Policy on the South China Sea Dispute", *First Manila Conference on the South China Sea: Toward a Region of Peace, Cooperation, and Progress*.

—2012b. "China's non-confrontational assertiveness in the South China Sea", *East Asia Forum*, June 14.

Buszynski, Leszek. 2012. "The South China Sea: Oil, Maritime Claims, and U.S.- China Strategic Rivalry.", *The Washington Quarterly*, Vol.35, Center for Strategic and International Studies., pp.139-156.

Swaine, Michael D. 2011. "China's Assertive Behavior Part One: On "Core Interests"", Hoover Institute, Stanford University.

Dutton, Peter, A. 2008. "China's views of Sovereignty and methods of Access Control",

Beckman, Robert. 2011. "Island or Rocks? Evolving Dispute in South China Sea", *RSIS Commentaries*, No.75/2011 dated May 10.

..... 2012a. "Geopolitics, International Law and the South China Sea.", *The Trilateral Commission 2012 Tokyo Plenary Meeting*, April 21-22.

..... 2012b. "The China-Philippines in the South China Sea: Does Beijing have a legitimate claim?.", *The East Asia Forum*, March 28.

Fravel , Taylor M. 2012a. "Maritime Security in The South China Sea and The Competition Over Maritime rights", *Cooperation From Strength The United States*,

China and the South China Sea. Chapter II.

..... 2012b “How to Defuse South China Sea Conflicts”, *The Wall Street Journal*, June 26 : Opinion Asia.

.....2012. “PLA and the South China Sea”, *The Diplomat*, June 17.

Kotani , Tetsuo. 2011. “Freedom of Navigation and the US-Japan Alliance: Addressing the Threat of Legal Warfare”

Christensen, Thomas J. 2011. “The Advantages of an Assertive China – Responding to Beijing’s Abrasive Diplomacy-”, *Foreign Affairs*, March/April

Moss, Trefor. 2012a. “China’s Not-So-Hard Power Strategy.” *The Diplomat*, June 28.

– 2012b. “Reinforcing the peace.”, *South China Morning Post*, June 13, A15.

U.S. Department of State. 2009 “Closing Remarks for U.S. – China Strategic and Economic Dialogue.”, July 28, (accessed May 23, 2012.)

White House Office of the Press Secretary, 2009. “U.S. – China Joint Statement”, November 17. (accessed May 23, 2012.)

【中国語】

金永明「黄岩島事件の国際法分析」『信報』2012年6月2日、A17面

張海文(2012)「从国際法資格看南海爭議問題」『世界知識』第4期

聞航「完整理解鄧小平解決海洋争端の戰略思想」『學習時報』2011年1月3日

顧德欣(2011)「构建中国海洋安全戰略需处理好六个关系」『当代世界』9月号

中国外交部 HP「楊潔篪外長駁斥南海問題上的歪論」2010年7月25日

『新華網』「中国漁政巡航編隊启航赴南沙海域護漁執法」2010年4月2日付

—「两艘新型漁政船広東服役 裝備 14.5 毫米機槍」2010年4月9日付

『中評社』「海洋局局长：海軍導彈完全覆蓋中菲对峙海域」2012年6月10日

『人民日報國際版』、國際論評、鐘声「中国对黄岩島的領土主權擁有充分法理依拠」2012年5月9日

『解放軍報』「北海艦隊近期遠航訓練航經西沙南沙抵臨馬六甲」2010年4月13日付

『中国国防報』「西北太平洋对抗五昼夜」2010年4月13日付